

## 誓 約 書

国土交通省 大臣官房技術調査課 技術企画官 殿

国土交通省において実習を受けるに当たり、国土交通省(社会資本整備関係)実習生実施要領等を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

### 記

1. 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
2. 実習時間中、国土交通省職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、指導員及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行わないこと。
3. 国土交通省における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従うこと。実習終了後においても、同様とすること。
4. 実習終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書（A4判3枚程度）を作成し、教育機関を經由して国土交通省に提出すること。
5. 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に国土交通省の実習生受入担当者の承認を受けること。
6. 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。
7. 実習期間中における障害、損害等に関しては、教育機関と共に誠意をもって問題解決にあたること。

年 月 日

教育機関名

学生氏名

印